

水質汚濁防止法の改正のお知らせ

熊本市水保全課

水質汚濁防止法が改正（平成 24 年 6 月 1 日施行）されました。この改正は、事業場における設備の老朽化や作業ミス等による有害物質の漏えいを原因とした地下水汚染事例が全国的に継続して確認されていることから、地下水汚染の効果的な未然防止を図るために行われたものです。これにより、従前からの排水規制に加えて、有害物質^{※1}を取り扱う施設に関する地下浸透の未然防止に関する規制が追加されました。

改正点を十分にご留意いただき、有害物質^{※1}の地下浸透の未然防止に努めてください。

※1【有害物質一覧表】を参照

改正の概要

(1) 届出対象施設の追加（改正水濁法第5条第3項関係）

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造、設備、使用の方法等について、熊本市長に届けなければなりません。

■ 有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法に基づく特定施設のうち、有害物質^{※1}の製造、使用又は処理を目的とするものをいいます。

今回の改正により、これまで届出対象でなかった、排水の全量（雨水も含む）を下水道へ放流している事業場も届出対象です。

■ 有害物質貯蔵指定施設

有害物質^{※1}を含む液状のもの（原料・廃液等の有害物質を含むもの全て）を貯蔵する施設をいいます。

例）原料貯蔵タンク、原料中継タンク、産廃処理用の廃液タンク 等

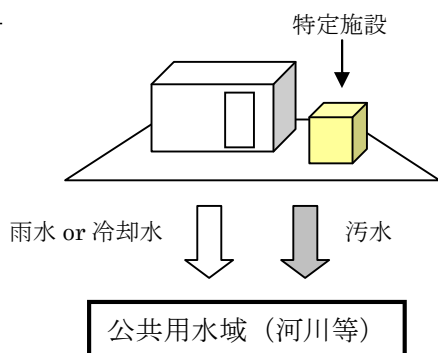
※ 常時、固定されていない様なドラム缶、一斗缶については対象外です。

改正水濁法により新たに届出が必要とされた施設については、平成 24 年 6 月 30 日までに熊本市長に届出を行う必要があります。遅延している場合は、ただちに提出してください。

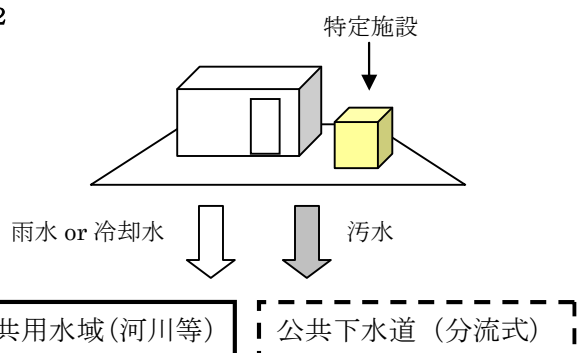
■ これまでも届出が必要とされていたもの

特定施設を設置する工場・事業場で、公共用水域に水を排出する場合（改正水濁法第5条第1項）

例 1



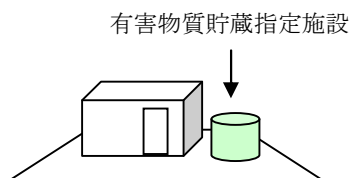
例 2



■ 改正により新たに届出が必要とされるもの

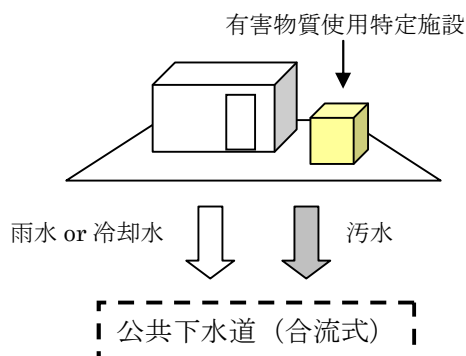
有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合
(改正水濁法第5条第3項)

例3



有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場で
公共用水域に水を排出しない場合
(改正水濁法第5条第3項)

例4



(2) 構造等に関する基準遵守義務の創設 (改正水濁法第12条の4関係)

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければなりません。

■ 構造等に関する基準

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の①～③の項目について定めた構造、設備及び使用の方法に関する基準です。

- ① 施設本体
- ② 施設の床面及び周囲
- ③ 施設に付帯する配管・排水溝等

(3) 定期点検の義務の創設 (改正水濁法第14条第5項関係)

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の(2)のそれぞれの箇所の構造・設備、使用の方法等について、定期に点検し、その結果を記録、保存しなければなりません。

※ (2)の規定は3年間(平成27年5月31日まで)猶予されますが、(3)の規定については平成24年6月1日より義務付けられています。

事業者にはやっていただくこと

(1) 届出の手続き

■ 有害物質使用特定施設を設置している方

- ① 改正前の法に基づく届出をしている場合
有害物質貯蔵指定施設を設置していない場合は改めて届け出る必要はありません。
- ② 下水道に排水の全量を放流している場合など、改正前の法に基づく届出をしていない場合
使用届出書の届出期限は平成24年6月30日までです。遅延している場合は、ただちに提出してください。

■ 有害物質貯蔵指定施設を設置している方

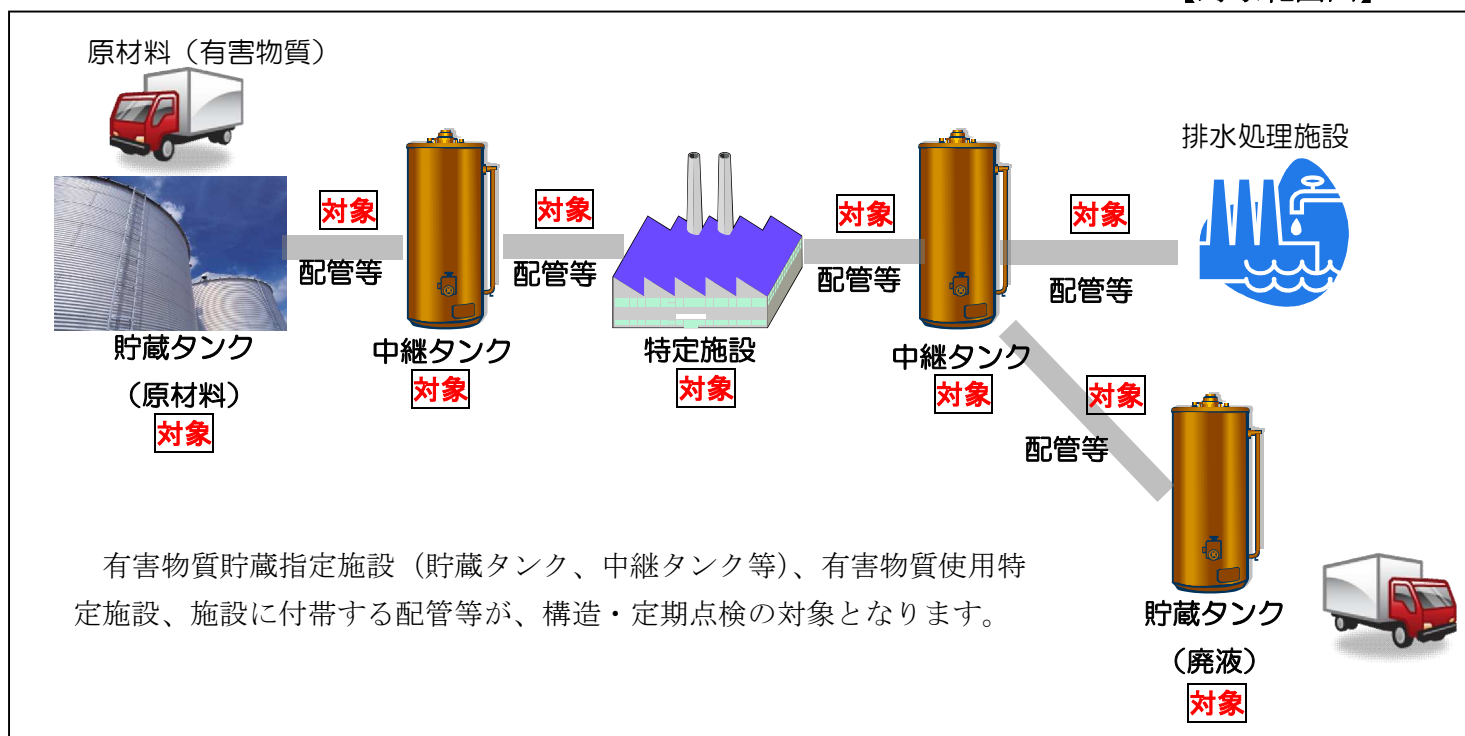
使用届出書の届出期限は平成 24 年 6 月 30 日までです。遅延している場合は、ただちに提出してください。

(2) 構造に関する基準の遵守及び定期点検

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設について、【対象範囲図】の例に示す部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となります。

なお、既設の施設については、施行日から3年間（平成 27 年 5 月 31 日まで）は、構造等に関する基準の適用が猶予されます。ただし、この場合でも平成 24 年 6 月 1 日からは定期点検の実施が必要です。

【対象範囲図】



【施設の届出と基準の適用】

施設の種類	区分	設置又は使用の届出	基準の適用
有害物質使用 特定施設	新設	設置時（着工 60 日前）に 設置届を提出	設置時から構造及び点検の基準 等（A 基準）が適用。
	既設（特定施設設置届出 書を提出済のもの）	不要	★施行後 3 年（平成 27 年 5 月 31 日）以内に構造及び点検の基準 （A, B 基準）等に適合させる必要 あり。それまでの間は、点検義務 （C 基準）が義務付けられる。
	既設（上記以外のもの）	平成 24 年 6 月 30 日までに 使用届を提出	
有害物質貯蔵 指定施設	新設	設置時（着工 60 日前）に 設置届を提出	設置時から構造及び点検の基準 （A 基準）等が適用。
	既設	平成 24 年 6 月 30 日までに 使用届を提出	上記★と同じ。

基準の適用（A、B、C基準等）の詳細については、環境省の「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」をご参照ください。

下記URL（環境省HP）よりダウンロードできます。

地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1版）

本文 <http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/manual-main.pdf>

参考 <http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/manual-ref.pdf>

水質汚濁防止法の改正についてのその他情報（環境省）

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

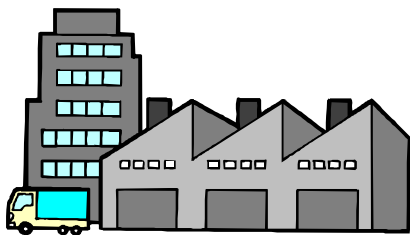
【有害物質一覧表】

1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機燐化合物	17	1,1,2-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	チウラム
6	砒素及びその化合物	20	シマジン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	チオベンカルブ
8	ポリ塩化ビフェニル	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふつ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	1,2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

届出様式はくまもとウォーターライフ (<http://www.kumamoto-waterlife.jp/default.asp>)よりダウンロードできます。

くまもとウォーターライフ>条例・様式>水質汚濁防止法の届出様式について

該当する施設の基準等（構造、設備、点検方法・頻度）、届出等に関して、ご不明な点がありましたら、水保全課までご連絡ください。



熊本市環境局水保全課
水質保全係 宮本、永田
住所：熊本市中央区手取本町1番1号
電話：096-328-2436